

三役の期末手当増額の条例改正案を否決

◎【特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定】

職員の期末手当が0.05ヵ月分増額されるのに準じて、町長、副町長、教育長の期末手当を0.05ヵ月分増額するもの。賛成少数で否決。

◎【町職員定数条例の一部を改正する条例制定】

教育委員会担当の職員定数を減らし、水道事業の職員定数を新設、奥出雲病院の職員定数を増やす改正。全会一致で原案可決。

◎【町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定】

鳥根県人事委員会の勧告を受けて、行政職、医療職の職員の月例給を0.10%引き上げ、賞与を0.05ヵ月分増額、扶養手当の額を変更するもの。全会一致で原案可決。

◎【農業委員会の委員等の定数に関する条例制定】

法律の規定に基づき、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の定数について定めるもの。全会一致で原案可決。

◎【簡易水道条例の一部を改正する条例制定】

八川第2簡易水道（坂根、三森原、大八川）を追加するもの。全会一致で原案可決。

◎【水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定】

水道事業を設置することに伴い、水道事業職員の給与に関して必要な事項を定めるもの。全会一致で原案可決。

◎【町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定】

地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴うもの。全会一致で原案可決。

◎【町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定】

空き家等対策協議会の運営に伴い、委員の報酬を定めるもの。全会一致で原案可決。

◎【移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定】

鳥上追谷地区に、携帯電話用の無線基地局を新設することに伴い改正するもの。全会一致で原案可決。

◎【農業用小水力発電施設の設置及び管理に関する条例制定】

上阿井の農業用小水力発電施設の運用に伴い、必要な事項を定めるもの。全会一致で原案可決。

◎【水道事業の設置等に関する条例制定】

水道事業の公営企業化に伴い条例を制定し、関係条例の廃止、一部改正をするもの。全会一致で原案可決。

◎【町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定】

育児や介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うもの。全会一致で原案可決。

◎【町税条例等の一部を改正する条例制定】

消費税率の引き上げが延期されたことに伴うもの。全会一致で原案可決。